

千葉県流域下水道事業行政財産等使用許可及び貸付規則の一部改正について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号-2及び政法第1410号-2「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（依頼）」により、千葉県流域下水道事業行政財産等使用許可及び貸付規則（令和2年千葉県規則第35号）の様式について所定の規定整備を行う。

2 改正内容

別記第二号様式及び別記第四号様式について、申請者欄の「印」マークを削除する。

また、「注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。」を削除する。

3 施行期日

令和3年10月1日